令和5年6月

富士市農業委員会会議議事録

- 1.開催日時 令和5年6月12日(月) 午前 9時30分から 10時01分
- 2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室
- 3.出席委員

農業委員会会長 農業委員会会長職務代理者 1番 望月 稔

委員 2番 望月 英俊

3番 田村 英俊

4番 髙井 修一

5番 谷津倉 寛

6番 笹古 時男 7番 渡邉 武敏

8番 近藤 敏男

9番 鈴木 一孝

11番 長尾 忠

12番 佐野 隆洋

13番 佐藤 正職

14番 渡邉 哲史

15番 太田 篤子

16番 安藤 公男

18番 後藤 環

19番 藤田 哲哉

4. 欠席委員

10番 新舟 進

- 5. 議事
 - (1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について
- 6.農業委員会事務局職員

事務局長原 清浩統括主幹深澤 公保主幹野村 昌寬主査武内 清高主査市川 由美恵

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め18番後藤環君、2番望月英俊君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の市川主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、こ

れにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を 進めます。

お手元の議案の3ページ、議第17号農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第28号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてまでの、計6件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第17号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。

富士地区20番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ富士地区20番 朗読)

会長
それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、伝法の保寿寺の200m程北西にあります。譲渡人は、遠隔地のため 耕作管理ができない。譲受人は本地を取得して隣接する農地と一体で耕作をした いとの話です。北側は柿・ミカン・ビワ等、南側は野菜等が栽培されていました。ご 審議のほどよろしくお願いいたします。

会長次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 富士地区20番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 富士地区20番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、伝法地区21番について事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ伝法地区21番 朗読)

季員(報告者) 申請地は、東名富士インター北側、西富士バイパス広見インターの南側にあります。譲渡人は高齢により農地存続が見込めない。譲受人は、茶刈機・トラック等の農機具を保有し、該当地を借りて既に6年間農園の管理を行っています。茶園としては10年以上しっかり管理されてきたとのことです。周囲はキャベツ・葉ネギ・サツマイモ等が耕作されている市街化調整区域の農地ですので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しない

ため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 伝法地区21番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 伝法地区21番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、大淵地区22番について事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ大淵地区22番朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、大淵中野交差点を北へ3キロ程度いったところに3箇所あります。北側から順に1箇所目は、現在、苔畑になっています。2箇所目は、柿の苗が植えら

別から順に1箇月日は、現任、台畑になっています。2箇月日は、何の田が恒えられており野菜栽培も行っています。3箇所目は、野菜・果樹栽培を行っています。 譲渡人は、高齢のため耕作管理ができなくなったとのことです。譲受人は近隣に 住み、自身が所有している農地を以前から耕作管理されており、問題ないと思い

ます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長
次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しない

ため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 大淵地区22番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区22番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、大淵地区23番について事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案6ページ大淵地区23番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、リムスポーツクラブの西側100m程度の場所に2箇所と、北西側600m

程度の場所に1箇所あります。現況は茶畑です。譲渡人は、高齢のため耕作管理ができなくなった。譲受人は本地を譲受け農業経営の拡大を図りたいとのことです。お茶の栽培が低迷する中、本申請は将来の農業の発展に寄与するものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しない ため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長

大淵地区23番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区23番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。 次に、議案7ページの議第18号 農地法第4条第1項の規定による許可決定につ いて、審議をお願いします。

原田地区2番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案7ページ原田地区2番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

事務局(報告者代理)

申請地は、富士見台まちづくりセンターの南側400m程度のところにあります。申請人の職業は、植木職です。申請人の土地が原田にあり、半分は植木を植えており、週に1度は手入れに来ているそうです。現在は県外に住んでますが、いずれはこちらに住みたいとのことで今回の申請となりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、生産性の低い農地であることから、第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長

原田地区2番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 原田地区2番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第4条第1項の規定による許可決定の審議を終わります。

会長 次に、議案8ページの議第19号 農地法第5条第1項の規定による許可決定につ

いて審議をお願いします。

須津地区17番について事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案8ページ須津地区17番 朗読)

会長
それでは、担当委員より説明をお願いします。

事務局(報告者代理) 申請地は、浮島

申請地は、浮島ヶ原自然公園の北側にあります。周囲が原野となっており、産業 用機械等が置いてあり資材置場となっています。その中に譲渡人の農地が含まれ ています。周囲が譲受人の土地であり、現在は無償で借りているものの、一体利 用したいため今回の申請となりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、生産性の低い農地であることから、第2種の農地と考えます。また、転

用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

(質問なし)

会長 質疑がございませんので、裁決に移ります。 須津地区17番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

、以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わりま

す。

会長 次に、議案9ページの議第20号 非農地証明申請書の審議について、審議をお

願いします。

松野地区7番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案9ページ松野地区7番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、県道富士川身延線の逢来橋の交差点から西側300m程度のところに

あります。昭和40年代に申請人の義父が家を建てた時から、住宅敷地として使用されていたということです。今回相続にあたり、地目が農地のままであったため申請されました。現地を確認したところ、築50年前後と思われる住宅があり、敷地内には植木が植えられており、以前よりこのような状況にあったことが確認できました。農地の再生は困難だと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 松野地区7番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

会長質疑ございませんので、裁決に移ります。

松野地区7番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

会長

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で非農地証明申請書の審議についてを終わります。 次に、議案10ページの議第21号 農業委員会等に関する法律に基づく審議に ついて、審議をお願いします。 事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案10ページ 朗読)

会長

事務局からの説明が終わりました。このことにつきまして、ご質問等ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 農業委員会等に関する法律に基づく審議についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議を終わります。

会長

次に、議案11ページからの報告案件について事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案11ページから21ページ 報第28号から報第31号 朗読)

会長

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告願います。

事務局

(事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長

以上で、議事(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとします。 以上で議事はすべて終了しました。

令和5年6月12日

農業委員会会長	
同委員	
同委員	